平成 29 年度愛媛県立衛生環境研究所倫理審査 委員会について

総務調整課

愛媛県立衛生環境研究所では,人(試料・情報を含む.)を対象とする医学系研究(以下「研究」という.)が,「ヘルシンキ宣言」,「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)」及び「愛媛県個人情報保護条例(平成13年10月16日条例第41号)」等の趣旨に沿って,倫理的配慮のもとで適切に行われることを目的として,愛媛県立衛生環境研究所倫理審査委員会設置要綱(以下「要綱」という.)に基づき倫理審査委員会を設置し,当所及び愛媛県保健福祉部内関係機関の倫理審査体制を整備している.

平成29年度の委員会の運営状況は次のとおりである.

1 倫理審查委員会委員

愛媛県立衛生環境研究所倫理審査委員会の委員は表 1 の名簿のとおりであり,研究の妥当性について,中立的かつ公正に意見を伺う体制としている.

2 審查状況

倫理審査依頼のあった5課題について,要綱に基づき審査(うち4課題は迅速審査)を実施し,審査の結果,承認された.なお,表2の事項について,「倫理審査委員会審査状況」として衛生環境研究所のホームページに掲載し,公表した.

3 倫理審査委員会

平成30年2月7日,当所において,委員6名が出席し, 開催された.

(1) 審査

平成30年度から実施が予定されている研究1課題について審査を行い、承認された。

(2) 研究に係る報告

平成29年11月及び12月に迅速審査した研究4課題について,承認したことを報告するとともに,その実施状況の報告を行った。

(3) 衛生環境研究所で行う調査研究に係る報告

衛生環境研究所で実施,又は,実施を予定している生体試料等を取り扱う調査研究 22 課題について,現在のところ,新たに審査対象となる課題がないことを報告した.

表 1 愛媛県立衛生環境研究所倫理審査委員会委員名簿

平成 29 年 4 月 1 日現在

			平成 29 年 4 月 1 日現在
氏 名	性別	現 職	属性
委員長 荒木 博陽	男性	奈良学園大学及び呉医療センター附 属呉看護学校非常勤講師	医学·医療の専門家等 自然科学の有識者 (要綱第3第1項第1号)
副委員長 迅速審査委員新山 徹二	男性	愛媛県保健福祉部 医療政策監 (健康衛生局長兼務)	医学・医療の専門家等 自然科学の有識者 (要綱第3第1項第1号)
高桑 リエ	女性	愛媛弁護士会 弁護士	倫理学·法律学の専門家等 人文·社会科学の有識者 (要綱第3第1項第2号)
藤井 由紀枝	女性	愛媛県農山漁村生活研究協議会 顧問	研究対象者の観点も含めて 一般の立場を代表する者 (要綱第3第1項第3号)
岡田 洋一	男性	愛媛県立衛生環境研究所 副所長	その他 (要綱第3第1項第4号)
佐々木 健二	男性	愛媛県立衛生環境研究所 総務調整課長	その他 (要綱第3第1項第5号)
井上 智	男性	愛媛県立衛生環境研究所 衛生研究課長	その他 (要綱第3第1項第6号)

表 2 平成 29 年度倫理審查委員会審查状況

審査月	平成 29 年 11 月		
研究課題名	愛媛県における薬剤耐性菌の検出状況について		
研究機関名	愛媛県立衛生環境研究所		
審査結果	承認		
備考	迅速審査を実施 (愛媛県立衛生環境研究所倫理審査委員会設置要綱第 12 第 1 項(3)に該当)		
審査月	平成 29 年 11 月		
研究課題名	下痢症ウイルス感染症の分子疫学および流行予測に関する研究		
研究機関名	愛媛県立衛生環境研究所		
審査結果	承認		
備考	迅速審査を実施 (愛媛県立衛生環境研究所倫理審査委員会設置要綱第 12 第 1 項(3)に該当)		
審査月	平成 29 年 11 月		
研究課題名	地方衛生研究所における薬剤耐性菌に関する調査研究 ヒト及び食品から分離される食中毒起因菌の薬剤耐性調査		
研究機関名	愛媛県立衛生環境研究所		
審査結果	承認		
備考	迅速審査を実施 (愛媛県立衛生環境研究所倫理審査委員会設置要綱第 12 第 1 項(3)に該当)		
審査月	平成 29 年 12 月		
研究課題名	地方衛生研究所における感染症危機管理ネットワーク構築		
研究機関名	愛媛県立衛生環境研究所		
審査結果	承認		
備考	迅速審査を実施 (愛媛県立衛生環境研究所倫理審査委員会設置要綱第 12 第 1 項(3)に該当)		
審査月	平成 30 年 2 月		
研究課題名	日本紅斑熱の遺伝子検査法の確立に関する調査研究		
研究機関名	愛媛県立衛生環境研究所		
審査結果	承認		
備考	平成30年2月7日開催の愛媛県立衛生環境研究所倫理審査委員会において 審査を実施		